

❌ 『大型プラスチック資源』の回収対象ではないもの

大型プラスチック資源は『指定29品目』としていますが、回収の対象とならない品目のごみステーションに出されてしまうケースが多いため、回収対象ではない品目の一例を紹介しますので、分別する際の参考としてください。

①プラスチック素材100パーセントだが指定29品目以外のもの



<発泡スチロール>

【処分方法】

- ◎長辺30センチメートル以下に細かくして、**「プラスチック資源」**
(松本クリーンセンターへの持込みの場合でも、細かくする必要があります。)



子ども用の滑り台

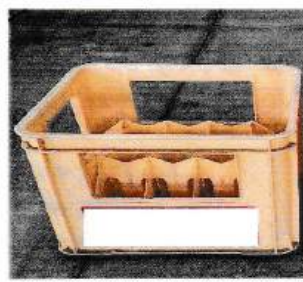
<おもちゃ>

【処分方法】

- ◎長辺30センチメートル以下に壊したものの**「プラスチック資源」**
- ◎そのままの形状のもの
松本クリーンセンターへ持込み
(長辺80センチメートル以下であれば、指定ごみ袋をつけて「可燃ごみ」に出せますが、可能な限り、松本クリーンセンターへの持込みをお願いします。)



<コンポスト容器>

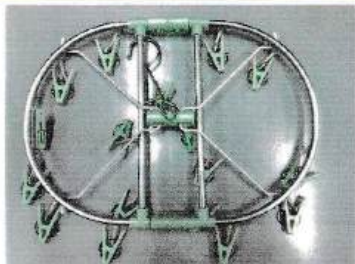


<ガラスびん容器(P箱)>

【処分方法】

- ◎酒類を購入した販売店へ返却してください。

②プラスチック以外の素材が使用された複合製品



<折畳み洗濯ハンガー>

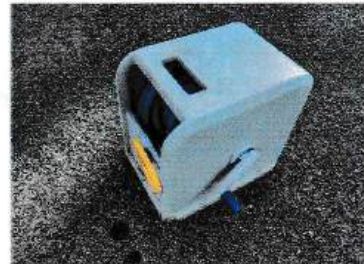
【処分方法】

- ◎ごみステーションへの排出の可否
- 可 長辺80センチメートル以下
- ×否 長辺80センチメートル超
(松本クリーンセンター等へ持込み)



ほとんどのものは、柄が木か金属です。

<雪かき>



<ホースリール>

◎ごみステーションへ排出できる場合

- ・金属の割合が少ないもの：**「可燃ごみ」**
(原則、雪かきは簡易なスコップ以外、該当しません。)
- ・金属の割合が多いもの：**「破碎ごみ」**
- ・ほとんど金属製のもの：**「資源物(金属類)」**

③産業廃棄物(農業で使用されたプラスチック類)

(例)

- ▶ コンテナ・かご
- ▶ 育苗箱
- ▶ マルチポット
- ▶ 薬品容器



「産業廃棄物」 となりますので、**市では処理しません。**

【処分方法】

産業廃棄物を処理することができる、許可を有した民間事業者へ依頼してください。

【本チラシに関するお問い合わせ】

松本市環境エネルギー部環境業務課

〒390-0851 長野県松本市島内7576-1 (松本クリーンセンター管理棟2階)

TEL:0263-47-1096 FAX:0263-40-1335 E-mail:kankyo-s@city.matsumoto.lg.jp